

差 止 請 求 書

令和5年10月12日

〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿一丁目15番9号

日宝恵比寿ビル403

株式会社FLW

代表取締役 加藤 宙 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理 事 長 松 久 三 四 彦

電 話 011-221-5884

FAX 011-221-5887

謹啓

当法人は消費者契約法13条に定める内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当法人は、貴社に対して、消費者契約法41条1項に基づく事前の差止請求として、下記のとおり、請求いたします。請求の趣旨及び紛争の要点の内容は本書面に記載の通りです。本書面が貴社に通常到達すべき時から1週間を経過した後は、当法人は、本請求に係る訴えを提起することができます。

本請求に対する貴社のご対応につきまして、本書面が貴社に到達した後1週間以内に当法人宛てに文書にてご回答くださいますよう、お願いいたします。

なお、本請求に対する貴社からの回答の有無及び回答内容は公表いたしますので、ご了承ください。

記

第1 訴え提起予定の裁判所

札幌地方裁判所

第2 請求の要旨

当法人は、貴社（以下「被請求人」といいます。）に対して、大要、以下の請求をします。

- 1 被請求人は、消費者に対し、保険金請求サポート業務委託契約の締結について勧誘するに際し、「無料調査0円」など、火災・地震保険金の申請のために被請求人が調査を行うにあたり、消費者が支払うべき費用がないと誤認させる内容を告げることを行ってはならない。

- 2 被請求人は、前項記載の内容が記載された書面及び同書式を含む電磁的記録を廃棄せよ。
- 3 被請求人は、消費者との間で、保険金請求サポート業務委託契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の契約条項を内容とする意思表示を行ってはならない。
- 4 被請求人は、前項の意思表示が記載された契約書書式及び同書式を含む電磁的記録を廃棄せよ。

第3 紛争の要点

紛争の要点は、下記のとおりである。

記

第1点 被請求人による不当勧誘

1 被請求人が勧誘に使用しているチラシ

被請求人は、不特定多数の者に対し、保険金請求サポート業務委託契約の締結につき勧誘するに際し、「無料調査0円」と、火災・地震保険金の申請のために被請求人が調査を行うにあたり、消費者が支払うべき費用がないとの内容が記載されたチラシを配布している。

2 被請求人の勧誘が消費者契約法4条1項1号に該当すること

(1) 契約後に解約すると少なくとも11万円の解約手数料が発生すること

保険金請求サポート業務委託契約書には、「契約内容」欄の注意事項において、「契約書締結後-保険会社へ事故申請書類送付前」の解約手数料は「10万円（税別）」であるとの記載がある。

かかる記載は、消費者が、契約締結後、被請求人による調査が行われる前の時点で解約したとしても、解約手数料として11万円（10万円及び消費税1万円の合計額）を支払う義務を負うことを示すものであり、実質的にみると、被請求人が行う調査につき11万円の費用を要するという事となる。

(2) そのため、上記1記載の、火災・地震保険金の申請のために被請求人が調査を行うにあたり、消費者が支払うべき費用がない旨の告知は、役務の対価に関し、明らかに事実と異なる告知であり、消費者契約法4条1項1号に該当する。

3 よって、原告は、被請求人に対し、火災・地震保険金の申請のために被請求人が調査を行うにあたり、消費者が支払うべき費用がないとの内容を含む勧誘行為の差止を請求する。

第2点 不当な契約条項

1 被請求人が使用している契約書式及び契約条項

被請求人は、火災保険請求サポート業務委託契約を締結するに際して、不特定かつ多数の消費者との間で、「保険金請求サポート業務委託契約書」の書式を使用している。同書式の「契約内容」欄中の「注意事項」と記載された部分には、別紙契約条項目録記載の契約条項が含まれている。

2 別紙契約条項目録記載の契約条項が消費者契約法9条1項1号に違反すること

(1) 契約締結後、調査が行われる前の時点において事業者に損害は発生しないこと

火災保険請求サポート業務委託契約の締結後、被請求人による調査が開始される前の時点において被請求人には何らの損害も生じていないことは明白である。

(2) 他方、別紙契約条項目録記載の契約条項は、契約締結後に消費者が解約した場合、被請求人による調査が開始される前の解約であっても、消費者が11万円の解約手数料を支払う旨の条項である。

そのため、上記契約条項は、被請求人に生ずべき平均的損害を明らかに上回る違約金を請求する内容の条項であり、消費者契約法9条1項1号に違反することは明白である。

3 よって、当法人は、被請求人に対し、別紙契約条項目録記載の内容を含む意思表示の差止を請求する。

(別紙) 契約条項目録

(契約内容欄)

注意事項 解約に関しては、見積書作成・図面作成等の申請に係る書類作成費用として解約時期に応じて解約手数料がかかります。

契約書締結後－保険会社へ事故申請書類送付前 10万円(税別)